平成２３年（フ）第５４８号
神奈川県中郡二宮町二宮1372番地の３　メゾン元町108号
債務者　吉田　栄一
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５７１号
神奈川県秦野市春日町４番23号
債務者　三浦　良雄
1　決定年月日時　平成23年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３８５号
新潟市江南区亀田水道町２丁目３番47号
債務者　八木優利子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４３３号
新潟市中央区西大畑町601番地48　サーパス西大畑803号
債務者　丸山　雅巳
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４１号
新潟市西区小針１丁目40番14号　ベルハウス101号、前住所新潟市西区青山新町１番地９　パレーシャル青山201
債務者　涌井　静枝
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４４号
新潟市西区鳥原671番地　４号、前住所新潟市西区新通西２丁目11番３号
債務者　加藤　龍彦
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４５５号
新潟県燕市吉田3687番地　市営住宅43号、前住所新潟県燕市吉田下中野243番地16
債務者　宮本　正慶
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４５７号
新潟市南区味方115番地６　日野浦昭夫方
債務者　栗原　加奈
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４５８号
新潟市北区太夫浜1824番地20
債務者　水戸　　純
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４６９号
新潟市中央区鐙１丁目15番22号　清風荘102号、前住所新潟市中央区西馬越６番１号　レオパレスウエストドリーム202号
債務者　赤塚　　馨
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４８８号
新潟市西蒲区川崎871番地５、前住所新潟市西区小針３丁目９番６号　エミエール小針203号
債務者　田中　美和
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６３２号
大阪府泉佐野市下瓦屋５丁目３番18号
債務者　木下　泰輔
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６６８号
大阪府岸和田市額原町303番地府営住宅１棟409号
債務者　木村奈美恵
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６８６号
大阪府岸和田市稲葉町36番地
債務者　林　　健二
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６９０号
大阪府貝塚市窪田126番地４　シャルマンフジ二色の浜325号
債務者　三嶋　弘也
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６９１号
大阪府和泉市光明台３丁目７番24―104号
債務者　大城　伸悟（旧姓纐纈）
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６９３号
大阪府泉大津市北豊中町２丁目７番37―902号
債務者　横山　弘子
1　決定年月日時　平成23年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係